

## 藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱（平成24年6月18日藤枝市告示第143号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 要綱第3条第1号の市長が別に定める国又は県の補助金の交付決定を受ける者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 強制循環型太陽熱利用設備を設置するにあたり、静岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が定める住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業取扱要領（令和元年5月17日制定）に基づく補助金の交付決定を令和2年3月31日までに受ける者

(2) 家庭用燃料電池を設置するにあたり、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「協会」という。）が定める燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付規定（平成21年4月1日制定08事033102号平成31年4月1日改正20190314財資第10号）に基づく補助金の交付確定を令和2年3月31日までに受ける

2 要綱第3条第4号の市長が別に定める日とは、令和元年6月10日をいう。

3 要綱第3条第4号の市長が別に定める要件を満たす者とは、第1項に定める補助金の交付を受けようとする者で、平成31年4月1日から令和元年6月9日までに着工（建売住宅においては引渡し）したものをいう。

(対象機器)

第3条 要綱第4条の市長が別に定める国又は県の補助金とは、第2条第1項に定める補助金をいう。

(交付の申請)

第4条 要綱第6条の市長が別に定める日とは、令和2年2月28日をいう。

2 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、補助金の交付を受けようとする新エネルギー機器等の種別により、次の各号のうち該当するいずれかの書類をいう。

(1) 強制循環型太陽熱利用設備を設置する者は、次に掲げる書類

ア 強制循環型太陽熱利用設備に係る工事内容内訳書

イ 申請書に記入した設置場所、区分、住居形態、設置予定日、県補助対象経費、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日並びにアに記入した項目が全て確認できる書類（工事契約書等）

(2) 家庭用燃料電池を設置する者は、次に掲げる書類

ア 協会へ提出した2019年度補助金申込・交付申請書の写し

(3) 補助金の交付を受けようとする者が居住する市町において、市税を滞納していないことを証明できる書類（3か月以内に発行された完納証明書等）

(4) “もったいない”エコファミリー宣言

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更（中止）承認）

第5条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

(1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類の写し（工事変更契約書等）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第6条 要綱第11条の市長が別に定める書類とは、補助金の交付を受けようとする新エネルギー機器等の種別により、次の各号のうち該当するいずれかの書類をいう。

(1) 強制循環型太陽熱利用設備を設置した者は、センターへ提出及びセンターから通知された次に掲げる書類の写し

ア 令和元年度住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業費補助金交付申請書

イ 領収書内訳書

ウ 令和元年度住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業費補助金交付決定通知書

(2) 家庭用燃料電池を設置した者は、協会へ提出及び協会から通知された次に掲げる書類の写し

ア 2019年度補助事業完了報告書（兼取得財産等明細表）

イ 2019年度補助金の額の確定通知書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（委任）

第7条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 25 年 8 月 9 日）

この要領は、平成 25 年度以降の補助金に適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 18 日）

この要領は、平成 26 年度の補助金に適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日）

この要領は、平成 27 年度の補助金に適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 20 日）

この要領は、平成 28 年度の補助金に適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 19 日）

この要領は、平成 29 年度の補助金に適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日）

この要領は、平成 30 年度の補助金に適用する。

附 則（令和元年 6 月 10 日）

この要領は、令和元年度の補助金に適用する。

年 月 日

強制循環型太陽熱利用設備に係る工事内容内訳書

申請者 様

年 月 日付〔見積書・工事契約書・売買契約書・その他  
( )〕の  
内訳等については、以下のとおりです。

1 販売事業者

会社名 代表者役職・氏名		代表者 印	
住 所			
担当者所属・氏名			
電話番号		F A X 番号	

2 設置場所・工事着手及び完了予定日

設置場所	藤枝市
工事着手予定日	令和 年 月 日
工事完了予定日	令和 年 月 日

3 内訳書

項 目	金額（注3）	備考（注4）
建物工事費（注1）	円	
強制循環型太陽熱利用設備関連費		
本体工事（集熱器・蓄熱槽）	(A) 円	
付帯機器（注2）	(B) 円	
据付工事費（補助熱源までの配管含む）	(C) 円	
補助熱源装置機器費	円	
補助熱源装置据付工事費	円	
その他経費（ ）	円	
小 計	円	
消費税	円	
合計（注5）	円	

県補助対象経費{(A)+(B)+(C)} 円

- 注1 建物の本工事に関する経費を、強制循環型太陽熱利用設備関連費を除いて記入すること。
- 注2 付帯機器は、強制循環型太陽熱利用設備に係る架台、湯水混合ユニット、給湯加圧ポンプ、三方弁、減圧弁などを指す。
- 注3 該当のない項目は記入する必要はない。
- 注4 他の項目と一括の金額の場合は備考欄にその旨を記入すること。
- 注5 見積書、工事契約書等添付した書類の合計金額と合致していることを確認すること。